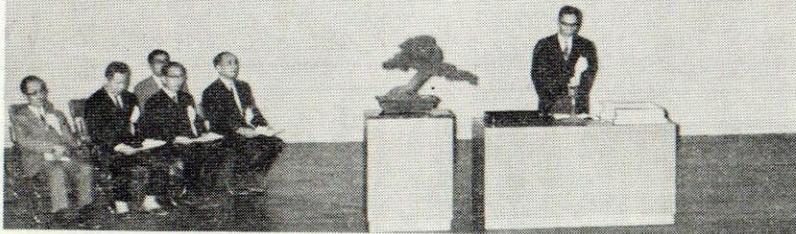


# 江戸川 法人会だより

創立十五周年記念式典挙行

## 法人会創立15周年会員の集ひ



### 功労者に 感謝状贈呈

記念式典は七百余名参加のもとに開催、今井会長から活動経過と今後の法人会運動を協調しこの際全法人加入の秋であるとして力強い挨拶、創立運営の功労者に感謝状が贈られ、谷川東京国税局長、局長を初め来賓各位からの祝辞、福田前通産大臣の解放体制下の日本経済と題する記念講演が人気を呼び、余興と祝賀パーティがあつて盛大に行なはれた。

#### 指導を強力に推進

谷川 東京国税局長挨拶

税務行政の円滑な運営に協力されてきたことに深く感謝する。今年度は小企業納税者を対象に記録から決算、申告まで一貫した指導を強力に推進していくためにも各税務署に専門指導員を配置し相談に応ずるようになってい、法人会でも施策に対し、理解と協力をお願いしたい。

#### 法人会活動に期待

清野 前造幣局長挨拶

申告納税制度は納税者の理解と協力なくしては維持していくことはできない、その役を買ってでたのが法人会である。東京局の直税部長時代に各地に法人会が誕生したのであるが、その業績は大なるものがあつた。関係上層官庁はこうした法人会活動に対し大いに期待しているものがあると法人会運動の指針について長講……(後記に託す)

#### 模範的法人会を期待

野地 税務署長の祝辞

円滑行政運営のため緊密な御協力の事績に対し感謝に堪えない、税務協力団体の公益法人化が認められた今日、事業内容の充実と会員の増加が望まれると共に名実共に模範的法人会となられるよう協力をさせていただき、経営の合理化と経理を充実し、完全なる自主申告納税に協力を期待する。

#### 戦後の行政に貢献

中里 区長の祝辞

終戦後二年に亘る台風の大水害に区民は塗炭の苦しみ遭遇した時代租税制度の大改革が行われたものの納税思想上の悪宣伝もあつて税務行政は困難をきたした当時有識者によつて法人会を結成せられ税務行政に貢献、税制の普及と経営経理面の研究指導等業績を納められ発展を遂げられた法人会は尚一層の活動を期待してやまないと存じます。

#### 一年后都税事務所開所

松丸 税務事務所長挨拶

今井新会長は清新の風を送り納税協力団体としての活躍を信じている。都税事務所開設が丁度法人会設立一周年後であります都税収入がお陰で伸長している、経済成長の速度の波と共に生産活動を活発に躍動されるようお願いいたします。次いで山沢納貯連会長、中川税理士会支部長、金子東法連会長の祝辞があつた。

#### 臨時総会を開催

会長に今井博之進氏

八月十八日午後四時から江戸川区役所三階大会議室に於て会長選任の臨時総会を開催。

鮎川前会長には去る五月十七日逝去され、以来会長空席のままであつたが、この臨時総会に於て今井博之進氏(丸井加工機社長)が満場一致で推薦され会長に就任し、社団法人認可申請の承認を得る

件、支部の地域編成替の承認を得る件、の二件は一括上程し説明ののち承認され、来賓の野地署長、石河区助役からの祝辞があつて午後五時二十分終了した。

#### 野地署長祝辞

会員増加も達成  
今井会長は愛情の持主  
まことに僭越ではありませんが、ご指名にしがたがいまして今井新会長の就任のおよろこびをお祝いして一言ごあいさつを申し上げます。

今井会長さんまことにおめでとうございませう。平素から、わたくしども、会長さんのご人格にせつしふかい愛情のもちぬしで公平無私つねに当地域社会の安寧と幸福を心におかれそのためにいろいろご尽力なさつておられるそのすぐれた人格と識見とを存じあげておるものととりましては本日のこのよろこばしい結果あるを信じておりました。さて当法人会においては昨秋以来、会役員皆様の絶大なる御理解御協力をえて官民一致協力によりまして会員倍加運動の目標を達成致しましたので待望の社団法人の許可申請の件をはじめ本年は創立十五年記念の年であり、法人名簿の作成、あるいは法人会だより(機関紙)の発行等数々の新年度の事業計画がございませう。いままでは事務当局で一手にやっておりますが説明会等の行事は出来るだけ支部単位で活発に実施されるよう期待してやまないものであります。そして名実共に法人会の意義ある運営をさせていただきますようお願い申し上げます。恐縮のいたりと存じますがごあいさついたします。

# なくしたい悪慣習

## 不動産取引正常化で要請

経済の発展にともない、不動産取引はますます活発に行なわれていますが、最近、二重契約の作成などが慣習化して、所得税や法人税の隠蔽脱漏が目立ってきています。このような傾向を是正して、公正な取引による適正な納税が行なわれるよう、税務署では取引の関係者に次のような要請をしています。

近時、経済の発展にともない、住宅用地、工場用地の買収をはじめとして不動産取引がますます活発に行なわれております。

当江戸川区においてもこの例にみれず、空気が比較的清浄なことと都心への至近距離にあることなどのために、不動産取引は、非常に活発に行なわれており、それにとともに不動産の譲渡所得に対する課税が大きな問題となっており、また税額も年を追って増加しております。

ところが不動産取引は、従来から税金の面を考慮してか二重契約の弊風があつたをたす、逐次改善をみつめる税務行政の中で現在最も問題のある分野となつており

ます。税務署としましては、おびただしい取引実例について、逐一綿密な調査を行なつており、その結果は、不正申告が発見され、加算税等の追徴を必要とするものが数多くみられる実情であります。税務署におきましては、このような状況が速かに是正されることを念じている次第であります。

不動産の譲渡所得については、居住用財産や事業用財産の買換えなど各種の税法上の特別な措置がもうけられ、その負担の軽減合理

### 「巡回指導」を実施

#### 納得のゆく

#### 税務行政めざす

税務署では、納税者の申告納税の便宜をはかり、納得のえられる税務行政をすすめていくために、法人源泉第七係に法人税専門のタックスカウンセラー（巡回指導専担者）をおいて、中小法人を対象に「巡回指導」を行なうことになりました。

この巡回指導は、帳簿のつけ方や税金のことについて自信がな

化が図られておりますが、取引の当事者が税法上の知識にうといため、必要以上に税金を回避しようとする傾向があり、これが前記のような事態を引きおこしているひとつの原因ともなつていようように考えられます。税務署では、毎月五日の日を「税の相談日」と定め、税法上、皆さんに有利なこととはもちろん譲渡所得に關係するすべてのことについて匿名で御相談いたしてまいりますので十分御利用していただき、不動産取引に關しまして、明るいがラス張りの取引慣習を是非ともうちたてていただきたいと存じますので御協力の方ををお願い申し上げます。

しかも、税理士さんにも依頼されていない中小法人のうち、指導を受けたいと申し出のあつた法人について行なうことになつてい

指導専担者が、このような法人を訪問して、帳簿のつけ方や、税務一般のことについて、いろいろ相談に応じたり、指導をしたりしようというものです。

希望者は、葉書か電話で、あるいは直接税務署の法人源泉第七係にお出でになつて申しこんで下さ

### 法人源泉係が誕生

#### 機構改正で

#### 事務分担変る

本年七月の機構改正により、税務署では、従来の法人税課法人税係、源泉所得係の名称がなくなつて、新たに法人源泉係（法人税課の名称はそのまま）が生れました。

これにもなつて、事務の分担が左の表のとおり変つてきましたので御注意ください。

法人税調査の際、その法人の源

名 係	事 務 内 容		備 考
	法 人 税	源 泉 所 得	
法人源泉第1係	1. 主として内部清算の調査 2. 別当の調査		第1係の調査、第2係の監査事務の都合により1.2.係員共同して調査（監査）事務を行なうことがあります。
法人源泉第2係		1. 主として源泉所得の内部調査 2. 法人、工場、支店、官公庁等の源泉所得の調査	
法人源泉第3係	税務署所管法人の法人税調査	税務署所管法人の源泉所得の調査	同一人が法人税調査の際その法人の源泉所得の監査を行なう
法人源泉第8係			

源泉所得の監査も同時に行なうようにしよというのが今回の機構改正の目的ですが、この結果、法人（会社）の方は、税務署員に対する応接の二重手間が省けることになり好都合かとも考えられます。

御存知ですか  
毎月五日、十五日、二十五日は税の相談日。  
わからないことは、まず、税務署へ。  
みなさんに有利な取扱をお知らせします。

(注) 電話による質問等については下記宛にお願いします。  
イ、法人税関係 阿部第1係長 山口、池上、堂前事務官  
ロ、源泉所得関係 渡辺第2係長 牧之瀬事務官

# だましたり おどしたり 税関係不良業界紙に御注意

最近、都内の税務署には「税関係不良業界紙が詐欺的な言動や押売り行為をしてきた」と、納税者からの届出がしきりに寄せられています。

さいわい、江戸川区内では、まだこのような事件は発生していませんが、会員の皆さん、十分御注意ください。

不良業界紙の手口は、いろいろですが、一応の分析をしてみますと次の二通りの型に分けることができます。

(1) 依頼もしない刊行誌(紙)が半年も継続して送られてくる。贈呈本だらう位の軽い気持ちで受け取っていると、不意に集金人が来訪して、代金だと称して五、六千円を要求する。そのようなものは払えないと拒否すると「郵送したものは一枚も残さず、今ここで全部返せ」などと、居直り強要に転ずる強迫型。

この型は、現在殆んど影をひそめてあまりありません。

## 税務相談所を開設 指導員が出張相談に応じる

中小法人のための税務の相談に応ずるため専門指導員が税務署に今年から配置されましたことはご存知のことと思いますが、今回左記の場所へ出張してご相談に応えることになりました。せいぜいご利用下さい。

## 知っておきたい印紙税の話

(2) 次は、通常の刊行誌(紙)類のほかに特集版など数種を納税者に提示したり、税務対策についての講習会を開催するからなどと宣伝して予約購読者を募集するのであるが、是非予約申込みをさせようと、口から出まかせの嘘八百を並べて、税務署と何らかの関係をもっているから、予約をしなれば損だと言うような言動をして納税者に不安な気持ちを持たせて強引に予約金をおどし取る詐欺、おどし型のもの。

最近では、このような型の手口が増加してきています。納税者を食い物にするこのような不良業界紙を掃蕩するために税務署では厳重な取り締りを行なっています。不良業界紙の口車に乗せられないように十分注意してください。もし不審な売り込みや言動の者があれば、速刻、法人会事務局か税務署に御連絡ください。

## 帳簿の記帳、決算、申告納税などについてご相談に応じます。

- ◎十月十五日(木) 瑞江会館
  - ◎十月二十六日(月) (小岩駅前口前) 昭和銀行小岩支店(三階)
  - ◎十一月五日(木) 区役所葛西支所(区民相談室)
- 時間午後一時~四時まで  
※十一月以降場所と日時を永続的に実施するため検討中です。

一定の証書や帳簿などには、収入印紙をはり消印するという事は誰しも知っています。しかし証書や帳簿などの形体は、ますます複雑になり、印紙をはるのかどうかなどといういろいろ迷

## 白地手形の事例 第八号 為替手形

一 金拾貳万参千五百円也	支払期日	昭和参拾九年壹月拾日
支払地	東京都A区	
支払場所	株式会社X銀行本店	
振出日		
右の金額を	殿又はその指図人へこの為替手形と引換にお支払下さい	
拒絶証書作成の義務を免除します		
昭和 年 月 日	住所	
住所	殿	
受引	昭和参拾八年拾月五日	
	鹿本 勝雄	

(1) 誤った考え方  
金額を記載した為替手形に対する印紙税の納税義務者はすべて振出人であるとの誤解し、所定の収入印紙をばらばらまま作成行使していたものである。

うことがありますが。そこで税務署開税課がこれまで質問や相談を受けた実例のなから、身近なものを取りあげて御紹介することにしました。

## (1) 誤った考え方 記載文言のいかんを問わず誓約書には、印紙税は課せられないものと誤解し、所定の収入印紙をはらなかつたものである。

(2) 正しい考え方と納税額  
実例の為替手形のように、振出人の署名を欠く白地手形であつて引受人の署名のあるものについては、当該引受人が納税義務者となる。したがつて当該手形に対しては、引受人が三〇〇円の収入印紙をはることを必要とする。

(2) 正しい考え方と納税額  
実例の誓約書は、「社訓を守つて忠実に職務を精励致します。」というような宣誓的な文言を記載した文書ではなく、それは損害担保契約の成立を証明する証書である。したがつて、当該誓約書は、印紙税法第四条第一項第三十一号に規定する前各号以外の証書に該当し、一通ごとに一〇〇円の収入印紙をはることを必要とする。

誓約書  
氏名 江戸川 黒太  
昭和3年12月25日生

右は貴社の社則を承認のうえ入社することを承諾します。ついては、今社務に勉勵し、いやしくも社則に違背するようなことはいたしません。万一不良の行為があつたときは社則により処分を受けても異議ありません。また損害を生じたときはことごとく弁償いたすことはもちろん本人の身上に関する件はすべて本書の保証人と連帯して責を負担することをここに誓約します

昭和38年12月1日

本人 住所 東京都A区a町3番地  
氏名 江戸川 黒太  
保証人 住所 東京都A区a町4番地  
氏名 江戸川 逆雄

やさしい婦人税金教室

税務署では、婦人層を対象に、第十二回婦人税金教室を開きます。会場は、法人会館会議室。期間は、十一月九日から二十日までの各月、水、金曜日。時間は、いずれも午後一時十五分から三時まで。

青色申告申請の期限

【問】当社では、青色申告をしたいと思いましたが、いつまでに申請すればよいのですか。

(小松川A社)

【答】新たに青色申告をする法人は、「青色申告承認申請書」(以下、この回答のなかでは、申請書と略称します。)を税務署長に提出することになります。

この提出期限ですが、申請適用事業年度との関係で誤りが多いようですから御注意ください。

(1) 既設の法人

既に設立されている法人が、青色申告をしようとする場合には、青色申告書を提出しようとする事業年度開始の日の前日までに、申請書を提出しなければなりません。

(2) 新設の法人

所得税法の解説と帳簿のつけ方の指導が主な講習内容ですが、このほか工場見学、スライド上映を予定しています。

参加者の年令に制限はありませんが、特に商店や事業所の主婦の受講を歓迎しています。

希望者は、葉書か電話で税務署新らしく設立された法人で、青色申告をしようとする事業年度が設立第一期および第二期の場合には次のようになります。

(イ) 設立第一期から青色申告をする場合は、設立の日から三か月を経過した日と設立第一期の終了の日とのいずれか早い日の前日までに、申請書を提出しなければなりません。

税金相談室

(ロ) 設立

第一期が三か月以内に満たない場合で

設立第二期から青色申告をするときは、設立の日から三か月を経過した日と第二期の終了の日とのいずれか早い日の前日までに、申請書を提出しなければなりません。

青色申告法人については、貸倒引当金、退職給与引当金、価格変動準備金等各種引当金等の繰入れ、欠損金の繰越しまたは繰戻し、その他固定資産の特別償却等

総務課に申しこんでください。

野地署長に感謝状贈呈

歴代署長の回顧談で飾る

十五周年記念式典に当り待望の増強運動が目的達成し記念行事も行なはれるに至った、この陰の功労者野地署長に心からの感謝状の特典がありますから、ぜひ青色申告をされるようおすすめします。

支給額と異なる賞与引当金

【問】使用人賞与引当金として損金に計上した金額と賞与の実際支給額とが異なる場合には賞与引当金として損金算入は認められますか。

(小岩Y社)

【答】使用人に対する賞与は、損金に計上した場合には認められますが、使用人に対する賞与を引当てて損金に計上した場合にも、支給することが確実であり、申告期限までに受給者ごとに分別されているときは、損金計上が認められます。その際に、実際に支給した賞与の額が、引当金に計上した金額と異なるときは、その賞与引当金について、不確実な要素が含まれ

万場拍手の裡に贈られた。当日は歴代署長出席され当時を今更に憶がれた。

十月の行事予定

業種別研究会

税務行政の簡素化と公平な課税の観点からご協力下さい。

業種別研究会

関係およびその異なることなつた事情を調査し、その事情等によつては、その引当金を否認することとなる場合もあります。しかしながら、調査の結果、その引当金については、その引当てをした状況に照らして、これを支給することが確実であつたと認められ、かつ申告期限までに受給者ごとに分別されているものである場合において、たとえ引当金計上後に行なわれた労働組合との再交渉によつて増額せざるを得なくなつたときのように、その異なることとなつた事由が、引当後の事情の変化に基づいたものであるときは、その引当を認めます。

税のために業種別調査を実施されることとなつた。この際税務に関する研究と併せて経営の合理化をはかる意味からも、業種別の研究会を行うこととなりましたからご協力下さい。

なほご希望の業種の方は法人会事務局宛に申出られますと、日時等打合せの上きめることといたします。

●貨物運送業の研究会

二十日(火)

午後二時～六時まで

江戸川法人会館二階会議室(江戸川税務署前)

●新設法人の説明会

二十二日(木)

午後一時～五時まで

場所 江戸川法人会館  
参加者にはテキストを差上げます。(法人、源泉関係)

●理事会を開催

十六日(金)午後四時～六時まで  
1 創立十五周年記念式典の経過報告(取次決算)  
2 法人会員名簿の原簿締切りと編集について  
3 記念品の届ける方法について  
4 支部の定期研究会の開催方法議題について  
5 支部役員名簿作成の協力方について  
6 その他

●社団法人設立準備委員会

十七日(土) 正午～三時まで

設立趣意書と規約制定について

二十四日(土) 正午～三時まで

規約審議と資産目録の作成